

(案)

業務仕様書

第1 件名

令和8年度航空レーザ測量データ等のオープンデータ化委託事業

第2 事業の背景と目的

大型木材加工施設の立地などにより複数の都道府県にまたがった木材の生産・流通が進むなど、森林経営活動に必要な情報が広域化しているとともに、2050年ネット・ゼロの実現や生物多様性の保全など昨今の国際的な動向を契機として、これまで関わりのなかった幅広い産業分野の企業においても我が国の森林への関心が高まっている。

このような背景の下、林野庁では、林野庁及び各都道府県等が保有する航空レーザ測量で得られた地形情報と森林資源情報についてデータ形式等を統一し、一元的に公開するほか、面的に森林資源情報を俯瞰し、また機械的に解析等を行える手法として、令和8年2月に公開した全国森林資源メッシュに航空レーザ測量成果由来の情報を追加していくこととしている。

本事業は、林野庁及び各都道府県等が保有する航空レーザ測量で得られた地形情報と森林資源情報についてデータ形式等を統一し、一元的に公開するとともに、全国森林資源メッシュの充実を図るものである。

第3 事業内容

1 航空レーザ測量データの公開

別紙1及び3の航空レーザ測量データについて、樹種ポリゴンのデータ、林相識別図のマップタイトル、DCHMのデータ、DEMのデータ及びマップタイトル、CS立体図のマップタイトルを一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会が運用するG空間情報センター（以下「G空間情報センター」という。）の林野庁組織ページに掲載し、公開すること。なお、別紙1の航空レーザ測量データ（令和7年度帰還困難区域における森林施業に向けた実証調査事業及び森林情報活用路網整備推進3001業務を除く。）についてはグラウンドデータも公開すること。

(1) 貸与資料

1の航空レーザ測量データの公開及び2の全国森林資源メッシュの拡充に使用する資料として、委託者より別紙1及び2の資料を貸与する。なお、受託者は、委託者から資料の貸与を受けるに当たって必要となるHDD等（容量：最大50TB程度を想定）を自らで用意するほか、HDD等の郵送等に要する経費を負担すること。

また、貸与資料は、整備主体によってフォルダ構成やデータ形式、作成単位、属性情報の格納方法等が一律ではなく、「森林資源データ解析・管理標準仕様書 ver. 3.0」（森林GISフォーラム森林情報標準仕様分科会 令和7（2025）年7月版）（以下「解析・管理標準仕様書」という。）及び「森林情報に関するオープンデータ標準仕様書 Ver. 2.0【航空レーザ森林資源解析データ編】」（森林GISフォーラム森林情報標準仕様分科会 令和7（2025）年7月版）（以下「オープンデータ標準仕様書」という。）に必ずしも則した形式等になっていない点に留意すること。

(2) 公開用の航空レーザ測量データの整備

① 貸与資料の精査

1 (1) の貸与資料について、1の航空レーザ測量データの公開及び2の全国森林資源メッシュの拡充に必要なデータが揃っているか、またそれぞれのデータの形式等が、解析・管理標準仕様書及びオープンデータ標準仕様書に則したものとなっているか精査すること。精査に当たって、貸与資料の提供元である林野庁又は各都道府県等（以下「貸与資料の提供元」という。）に対して詳細を確認する必要がある場合は、委託者と協議した上で、貸与資料の提供元に対してヒアリングやメール等により確認すること。

また、データ整備を行うに当たって、委託者が貸与資料の提供元に確認する必要があると判断した事項については、貸与資料の提供元と調整し、貸与資料を的確に解釈した上で、データを使用すること。なお、ヒアリング等は、オンライン形式とするなど貸与資料の提供元に負担をかけないような形で実施すること。

加えて、属性項目が全て NULL となっていないかなど、属性項目に大きなエラーがないことを確認すること。また、ポリゴン内部の不要な空白（2以上のポリゴンをマージしたときに、各ポリゴンのズレによって生じた微細な空白）などのノイズについて発生状況を整理し、機械処理により除去できる場合は、委託者と協議の上で除去すること。

② データの整備

1 (2) ①で精査した貸与資料のうち、別紙1及び3の航空レーザ測量データについて、林野庁委託事業「令和7年度全国統合データ整備・公開委託事業」の成果に基づいて定めた別紙4の航空レーザ測量データのデータ仕様及び属性情報のとおり、データの整備を行うこと。なお、データ整備に当たって必要となるクリッピング用の行政区や森林計画区等のポリゴンデータ等の資料は受託者にて作成するほか、必要に応じて、貸与資料のうち一部の属性情報を変換又は削除するなど、解析・管理標準仕様書及びオープンデータ標準仕様書に則した形式等に再整理すること。なお、再整理に当たって、貸与資料の提供元に対して詳細を確認する必要がある場合は、委託者と協議した上で、貸与資料の提供元に対してヒアリングやメール等により確認すること。

また、整備したデータは QGIS、ArcGIS 及び ArcGISpro において動作確認を行うほか、委託者が既に公開しているものを参考に、テーブル情報やカラム情報をまとめたデータ定義書を作成すること。

③ データ整備上の留意事項

樹種ポリゴン、林相識別図、DCHM のデータについては、本事業において、新たに作成する必要はない。DEM 及び CS 立体図については、貸与するグリッドデータから委託者の二次著作物として新たに作成すること。

航空レーザ測量データを取得した複数の業務の実施範囲が重複していることによって、貸与資料の一部地域では重複してデータが整備されている。この場合、DEM のデータについては、各業務を単位としてそれぞれ作成し、データが重複する地域が生じることとなっても差し支えない。

ただし、DEM 及び CS 立体図のマップタイルについては、業務単位によらず、複数業務のデータを統合し、図郭単位で一つのマップタイルを作成すること。その際、図郭の充足面積が大きいデータ、あるいは、より最新のデータを優先して用いるなど判断基準を明らかにした上で、マップタイルに採用するデータを選定すること。

(3) データの掲載及び公開

G 空間情報センターの林野庁組織ページにおいて、森林計画区又は災害ごとの公開ページを新たに作成し、1 (2) で整備したデータ及びマップタイル、レイヤ定義ファイル (.qlr) (以下「.qlr ファイル」という。)、Stylejson、データ定義書、委託者から提供する利用規約等を掲載し、公開する。

なお、マップタイルの配置等に係る経費等（サーバの借上げ経費を除く。）の一切を受託者で負担すること。

また、.qlr ファイルの設定については、令和 7 年度に委託者が G 空間情報センターの林野庁組織ページにおいて公開した .qlr ファイルと同じ設定にすること。

2 全国森林資源メッシュの拡充

令和 7 年度に委託者が G 空間情報センターの林野庁組織ページにおいて公開した全国森林資源メッシュの属性情報として、貸与する航空レーザ測量データを由来とする資源情報を追加で格納し、G 空間情報センターの林野庁組織ページに掲載し、公開する。

(1) 対象範囲

別紙 2 の全てとする。

(2) 貸与資料

貸与資料は、1 (1) の別紙 2 の航空レーザ測量データとする。

(3) 全国森林資源メッシュの属性データの整備

1 (2) ①で精査した貸与資料のうち、別紙 2 の航空レーザ測量データを利用して、林野庁委託事業「令和 7 年度全国統合データ整備・公開委託事業」の成果に基づいて定めた別紙 5 の全国森林資源メッシュのデータ仕様及び属性情報のとおり、全国森林資源メッシュの属性データの整備を行うこと。なお、データ整備に当たって必要となるクリッピング用の行政区や森林計画区等のポリゴンデータ等の資料は受託者にて作成するほか、貸与資料のうち一部の属性情報を変換又は削除するなど、属性情報に格納する前に、解析・管理標準仕様書及びオープンデータ標準仕様書に則した形式等に再整理すること。なお、再整理に当たって、貸与資料の提供元に対して詳細を確認する必要がある場合は、委託者と協議した上で、貸与資料の提供元に対してヒアリングやメール等により確認すること。

また、整備したデータは QGIS、ArcGIS 及び ArcGISpro において動作確認を行うほか、委託者が既に公開しているデータ定義書を更新すること。

(4) 公開

G 空間情報センターの林野庁組織ページにおいて既に公開されている全国森林資源メッシュのジオパッケージ及びマップタイルについて、2 (3) で整備したデータに差し替え、ベクトルタイルのスタイル URL 等を掲載する。

3 マップタイルの公開

委託者が保有しているマップタイル（別紙6（計 19,226,839 ファイル、495.92GB））をG空間情報センターのサーバに配置し、林野庁組織ページに掲載し、公開する。なお、受託者は、委託者から資料の貸与を受けるに当たって必要となる HDD 等（容量：別紙1及び2とは別に2TB程度を想定）を自らで用意するほか、HDD等の郵送等に要する経費を負担すること。

4 林野庁ポータルサイトの作成

利用者が必要な情報をより容易に探すことができるよう、主に表1の情報を掲載した林野庁用のポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）をG空間情報センター内に作成し、公開する。

また、ポータルサイトにアクセスするためのバナーを、G空間情報センターのトップページの「3D都市モデルポータルサイトを見る」の下（図1の赤枠の位置）に新たに作成し、ポータルサイトとリンクさせる。

なお、ポータルサイトの作成に当たっては、分かりやすさやのほか、表示速度にも配慮するものとする。掲載する情報や構成、内容、文章等、一般公開の時期については、委託者と協議の上、決定すること。表1はあくまでも案であり、大項目を複数追加する可能性があることに留意すること。

ポータルサイトに掲載するリンク先は、林野庁組織ページに掲載するデータページのほか、G空間情報センターの都道府県組織ページ（栃木県、富山県、長野県、京都府、兵庫県、鳥取県、愛媛県、高知県など）、都道府県が運用する外部ページなどを委託者が指定する。

表1. ポータルサイトに掲載する情報（案）

| 大項目 | 掲載する情報等 | 備考 |
|-------------|--|-------------------|
| 当該ページの使い方 | 当該ページの使い方を記載 | 受託者から案文を提示する。 |
| 森林計画対象森林レイヤ | 委託者が令和7年度に公開した森林計画対象森林レイヤの紹介文及び掲載先のリンク | 紹介文は受託者から案文を提示する。 |
| 全国森林資源メッシュ | 受委託者が令和7年度に公開した全国森林資源メッシュの紹介文及び掲載先のリンク | 紹介文は受託者から案文を提示する。 |
| 航空レーザ測量データ | 受委託者が令和7年度までに公開済みの航空レーザ測量デ | 紹介文は受託者から案文を提示する。 |

| | | |
|------------|---------------------------------------|---|
| | ータ及び本事業で公開予定の航空レーザ測量データの紹介文及び掲載先のリンク | 掲載区分については、以下の2つを予定。 ①都道府県名の右側に、当該都道府県に位置する森林計画区名を掲載し、森林計画区名に掲載先のリンクを貼る。 ②沖縄県の下に発生年が新しい順に災害名称を掲載し、災害名称に掲載先のリンクを貼る。 |
| 保安林情報 | 委託者が令和9年2月頃に公開する予定の保安林情報の紹介文及び掲載先のリンク | 紹介文は受託者から案文を提示する。 |
| 山地災害危険地区情報 | 令和9年度中に公開する旨を記載 | 紹介文は受託者から案文を提示する。 データは掲載せず、お知らせのみとする。 |



図1. G空間情報センタートップページ

第4 事業実施に要する資格等

(1) 事業の実施体制

受託者は、以下の条件①～③を全て満たすこと。なお、複数の団体が本事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下「共同事業体」という。）により参加する場合は、共同事業体の代表者において①を満たす必要がある。②については、共同事業体の代表者を除く他の構成員において満たしても良い。

- ① 管理技術者又は照査技術者として、地理空間情報専門技術者（GIS1級）の資格保有者を配置すること。

- ② 担当技術者に、国又は都道府県が発注する航空レーザ測量データのオープンデータ化の実務実績を有する者を1名以上配置すること。
- ③ ①により配置される者と②により配置される者とは、異なる者を配置しなければならないこと。

(2) 事業実績

受託者は、過去5年以内に、国又は都道府県が発注する航空レーザ測量データのオープンデータの整備・公開にかかる業務実績を1件以上有すること。

第5 事業期間

契約締結の日から令和9年2月22日（月曜日）までとする。

第6 成果品

(1) 報告書

DVD-RW 等に電子データ（資料一式を結合した pdf と、連番を付した個別の word、excel、power point、jpeg 等）を格納し、2部。なお、紙媒体での納品は不要とする。

(2) G空間情報センターに公開したデータ

公開したデータ及びマップタイトル、本事業のために作成したポリゴンデータ等について、SSD等のストレージドライブに格納し、1部。なお、データ容量を踏まえ、ストレージドライブを複数に分けることとしても差し支えない。

(3) 留意事項

上記(1)及び(2)について、あらかじめウイルスチェックを実施し、当該検査結果に関する情報（使用したソフトウェア名称、バージョン、検査年月日）を印字し、又はラベルを添付すること。

(4) 納入先

林野庁森林整備部計画課全国森林計画班（農林水産省別館7階 ドア No.別713）

第7 その他

- (1) 受託者は、原則として提案書のとおり本事業を実施するものとする。
- (2) 受託者は、本事業の実施に当たっては、委託者と十分な協議・調整を行うものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対して、本事業の進行状況等について報告を月に一回程度行うほか、委託者の求めに応じて報告を行うものとする。なお、打合せは必ず初回、中間、完了時に実施に実施するとともに、それ以外にも必要に応じて実施するものとする。受託者は、打合せ後速やかに打合せ記録簿を作成し、その内容について委託者の承諾を得るものとする。
- (4) 委託者は、受託者に対して、本事業の目的を達成するために必要な指示を行えるものとする。
- (5) 受託者は、本事業を優先して行える担当者を置くなど、履行期間を通じて本事業を円滑に実施できる体制を整備すること。
- (6) 委託者は、受託者に対して、これまでの関連事業の報告書を貸与する。

- (7) 委託者からの貸与物件については、本事業の遂行のためにのみ利用するものとし、本事業と無関係の部署及び再委託契約者以外の他者への譲渡並びに本事業の遂行目的以外でのデータの複製は禁止する。また、貸与物件は、本事業の完了までに返却するものとする。
- (8) 受託者は、本事業の遂行に当たり知り得た事項について、契約期間中及び契約期間終了後においても外部に漏らしてはならない。なお、本事業の遂行を支援した学識経験者の所属する研究機関が本事業の成果を学会発表や学術論文等において公表したい場合は、事前に委託者と協議を行うものとする。
- (9) 本事業の受託者は、成果物等について、納品期日までに委託者に内容の説明を実施して検収を受けること。検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について委託者に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。
- (10) 本事業における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て委託者に帰属するものとする。

委託者は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

本件に関する権利（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、委託者から受託者に対価が完済されたとき受託者から委託者に移転するものとする。

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、受託者は、当該既存著作物の内容について事前に委託者の承認を得ることとし、委託者は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受託者は委託者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (11) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、委託者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。
- (12) この仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり生じた疑義については、必要に応じ委託者と受託者が協議を行うものとする。
- (13) 受託者は、本事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

委託事業における人件費の算定等の適正化について

1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

(1) 人件費とは委託事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$$

※1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）

が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

また、上記のほか、地域別、業種別等の賃金水準の変動に伴い、委託先において賃金改定をした場合であって、実施中の委託事業に適用される時間単価が適当でないと認められるときは、別途委託先と協議の上、時間単価を変更することができる。その場合、委託先との協議は、履行期限まで3か月以上ある場合に限り開始できるものとし、協議が調ったときは、当該賃金改定が適用された日（月を単位として適用された場合はその月）以降の人件費について、変更後の時間単価を適用するものとする。

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該委託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあっては、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

(2) 一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による。})$$

2. 受託単価による算定方法

委託先（地方公共団体を除く。以下2.において同じ。）において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価（以下「受託単価」という。）の構成要素等の精査を委託契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

○ 受託単価の構成要素を精査する際の留意点

- ア 事業従事者の職階（課長級、係長級などに対応した単価）に対応しているか。
- イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている場合は、各単価及びその根拠を確認すること。
- ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書及び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重

複計上されていないか確認すること。

<受託単価による算定方法>

○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。

○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用することができる。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることはできない。

3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切捨て）

<実績単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額委託先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の
人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面

で支給されているものは除外する（以下同じ。）。

・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする（以下同じ。）。

・年間理論総労働時間は、年間総支給額の算定期間に係る営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{委託先が負担する(した)(年間総支給額 + 年間法定福利費等)}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が委託先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（1）原則

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{年間総支給額 + 年間法定福利費等}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

（2）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{年間総支給額 + 年間法定福利費等}}{\text{年間実総労働時間}}$$

・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間 = 年間理論総労働時間 + 当該委託事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計

4. 一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同単価により人件費を算定すること。

5. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

| | | (4月) 所属 ○○○部 ××課 | | | | 役職 ○○○○ | | | | 氏名 ○○ ○○ | | | | 時間外手当支給対象者か否か | | | | 業務時間及び業務内容 | | | | | |
|----------------------------|-----|------------------|-----|-------|---|---------|----|----|-------|---|----|-------|----|---------------|----|----|----|--------------------------------------|----|----|----|--|-----------------------------|
| 時 | 日 | 0 | ... | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | | 22 | 23 | 24 | | |
| | 1 | | | ← A → | | | | | ← B → | | | | | | | | | | | | | A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ | |
| | 2 | | | ← A → | | | | | ← A → | | | ← C → | | | | | | | | | | A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ | |
| | 3 | | | ← D → | | | | | ← B → | | | ← A → | | | | | | | | | | D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備 | |
| | 4 | | | ← A → | | | | | | | | | | | | | | | | | | A(9.5h)○○調査現地調査 | |
| | 5 | | | ← A → | | | | | ← D → | | | | | | | | | | | | | | A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業 |
| | ... | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○ | | | | | | | | | | A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業 | | | | 合計 | | | | A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h) | | | | | |

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備すること（当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること（数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることが

ないよう適切に管理すること。)

- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
 - ・委託事業の内容から、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容が分かるように記載すること。なお、出張等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、平成22年9月27日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託事業から適用する。

（経過措置）

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成22年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。
- 3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成23年度以降も実施する場合には、本通知を適用する。

附 則

この通知は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和 8 年 1 月 1 9 日付け 7 予第 1 9 4 2 号）

（施行期日）

1 この通知は、令和 8 年 1 月 1 9 日から施行する。

（経過措置）

2 この通知の施行前に、この通知による改正前の委託事業における人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 961 号大臣官房経理課長通知。以下「人件費通知」という。）に基づき、この通知による改正後の人件費通知と異なる取扱いをしている委託事業における人件費の算定については、この通知による改正前の人件費通知の規定を適用することができる。

様式

みどりチェック実施状況報告書

| | |
|---------|--|
| 事業名 | |
| 事業者名 | |
| 担当者・連絡先 | |

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

| 具体的な事項 | 実施した／努めた | 左記非該当 |
|---|--------------------------|--------------------------|
| ・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・その他（ ） | | |

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

| 具体的な事項 | 実施した／努めた | 左記非該当 |
|---|--------------------------|--------------------------|
| ・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・その他（ ） | / | / |

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

| 具体的な事項 | 実施した／努めた | 左記非該当 |
|---|--------------------------|--------------------------|
| ・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・その他（ ） | / | / |

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

| 具体的な事項 | 実施した／努めた | 左記非該当 |
|--|--------------------------|--------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート 解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <ul style="list-style-type: none"> 事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <ul style="list-style-type: none"> 従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <ul style="list-style-type: none"> 作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <ul style="list-style-type: none"> 資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <ul style="list-style-type: none"> 作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <ul style="list-style-type: none"> 労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <ul style="list-style-type: none"> その他（ ） | / | / |

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

航空レーザ測量データの公開に係る貸与資料のうち、林野庁等が保有するもの

| 業務名 | 業務地域 | グラウンドデータ | | グリッドデータ | | DEM データ | | CS 立体図 |
|----------------------------------|---------|----------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|
| | | 容量 (GB) | ファイル数 | 容量 (GB) | ファイル数 | 容量 (GB) | ファイル数 | 容量 (GB) |
| 平成 23 年度森林域における放射性物質流出抑制対策調査 | 福島県 | 21.0 | 327 | 26 | 327 | — | — | — |
| 平成 24 年度森林域における放射性物質流出抑制対策調査その 1 | 福島県、宮城県 | 25.2 | 384 | 31.1 | 384 | — | — | — |
| 平成 24 年度森林域における放射性物質流出抑制対策調査その 2 | 福島県、宮城県 | 17.1 | 271 | 22.1 | 271 | — | — | — |
| 平成 24 年度森林域における放射性物質流出抑制対策調査その 3 | 福島県 | 48.5 | 280 | 22.2 | 280 | — | — | — |
| 平成 24 年度森林域における放射性物質流出抑制対策調査その 4 | 福島県 | 40.4 | 281 | 22.4 | 281 | — | — | — |
| 平成 24 年度森林域における放射性物質流出抑制対策調査その 5 | 福島県 | 26.6 | 259 | 22.2 | 259 | — | — | — |
| 平成 30 年度森林域における航空レーザ計測業務 (その 2) | 愛媛県、高知県 | 292.8 | 7,543 | 761.6 | 7,543 | 567.1 | 7,543 | — |

注釈)

- ・本表は、取り扱うデータ容量等のイメージとして記載したものであり、あくまでも参考値である。

| 業務名 | 業務地域 | グラウンドデータ | | グリッドデータ | | DEM データ | | CS 立体図 | 樹種ポリゴン | | 林相識別図 | | DCHM データ | |
|---------------------------------|------|----------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|---------|-------|---------|-------|----------|-------|
| | | 容量 (GB) | ファイル数 | 容量 (GB) | ファイル数 | 容量 (GB) | ファイル数 | 容量 (GB) | 容量 (GB) | ファイル数 | 容量 (GB) | ファイル数 | 容量 (GB) | ファイル数 |
| 令和 7 年度帰還困難区域における森林施業に向けた実証調査事業 | 福島県 | ※ | ※ | ※ | ※ | 16 | 12 | — | 0.05 | 7 | ※ | ※ | 17 | 12 |
| 森林情報活用路網整備推進 3001 業務 | 福島県 | 220 | 923 | 28 | 923 | 15 | 56 | — | 0.12 | 18 | ※ | ※ | 4 | 1846 |

注釈)

- ・※については、本表の作成段階において特定できていない。
- ・本表は、取り扱うデータ容量等のイメージとして記載したものであり、あくまでも参考値である。

航空レーザ測量データの公開及び全国森林資源メッシュの拡充に係る貸与資料のうち、都道府県が保有するもの

| 都道府県名（森林計画区名） | データ名称・データ容量 | | | | | |
|---------------------------|-------------|---------|--------|---------|--------|--------|
| | | グリッドデータ | 樹種ポリゴン | 林相識別図 | DCHM | DEM |
| 栃木県（那珂川、渡良瀬川、鬼怒川） | 容量（GB） | 27.29 | 24.02 | 12.46 | 36.73 | 54.05 |
| | ファイル数 | 1950 | 53 | 731 | 729 | 261 |
| 埼玉県（埼玉） | 容量（GB） | 212.51 | 0.7 | — | 32.85 | 20.37 |
| | ファイル数 | 5523 | 34 | — | 19 | 3568 |
| 富山県（庄内、神通川） | 容量（GB） | 326.43 | 0.71 | 2.35 | 147.09 | 144.77 |
| | ファイル数 | 17211 | 43 | 5 | 7635 | 7629 |
| 長野県（木曾谷、中部山岳） | 容量（GB） | 234 | 0.8 | — | 81 | 23 |
| | ファイル数 | 4037 | 3 | — | 620 | 741 |
| 岐阜県（木曾川、揖斐川、宮・庄川、長良川、飛騨川） | 容量（GB） | 227.31 | — | — | 551 | — |
| | ファイル数 | 3226 | — | — | 48955 | — |
| 三重県（尾鷲熊野） | 容量（GB） | 110 | 0.198 | 9.12 | 15.12 | 9.623 |
| | ファイル数 | 897 | 67 | 597 | 7197 | 1068 |
| 滋賀県（湖北、湖南） | 容量（GB） | 384.36 | 1.893 | 144.87 | 141.93 | 29.224 |
| | ファイル数 | 4472 | 80 | 52 | 52 | 424 |
| 京都府（淀川上流、由良川） | 容量（GB） | ※ | 4.36 | — | 73.9 | 74.5 |
| | ファイル数 | ※ | 183 | — | 13228 | 13320 |
| 兵庫県（加古川・揖保川・円山川） | 容量（GB） | 502 | 6.08 | 100 | 153 | 5068 |
| | ファイル数 | 8618 | 38 | 760995 | 50 | 11012 |
| 奈良県（吉野） | 容量（GB） | 118.84 | 2.833 | — | 230.2 | 20.64 |
| | ファイル数 | 1475 | 34 | — | 3483 | 2950 |
| 鳥取県（千代川、天神川、日野川） | 容量（GB） | 494.83 | 8.99 | 158 | 108.26 | 88.9 |
| | ファイル数 | 4580 | 8353 | 8149.99 | 3236 | 5558 |
| 広島県（江の川上流、太田川、高梁川上流） | 容量（GB） | ※ | 1.18 | 42.3 | 70.8 | 145 |
| | ファイル数 | ※ | 23 | 23 | 30 | 4 |
| 山口県（豊田） | 容量（GB） | 123 | 0.3 | — | ※ | 105 |
| | ファイル数 | 1352 | ※ | — | ※ | 2210 |
| 徳島県（吉野川） | 容量（GB） | 581 | 0.12 | 46 | 9 | 8 |
| | ファイル数 | 2110 | 10 | 240 | 240 | 240 |
| 宮崎県（広渡川） | 容量（GB） | 101.3 | 0.4 | 9.11 | 43.3 | 44.4 |
| | ファイル数 | 2610 | 21 | 5713 | 13389 | 890 |

注釈)

- ・※については、本表の作成段階において特定できていない。
- ・本表は、取り扱うデータ容量等のイメージとして記載したものであり、参考値である。

別紙2のうち、第3の2で公開する航空レーザ測量データ

| 都道府県名（森林計画区名） | 本事業で公開対象とするデータ | | | | | |
|---------------------------|----------------|---------------|-----------|----------|-------------|---------------|
| | 樹種ポリゴン（データ） | 林相識別図（マップタイル） | DCHM（データ） | DEM（データ） | DEM（マップタイル） | CS立体図（マップタイル） |
| 埼玉県（埼玉） | ● | － | ● | ● | ● | ● |
| 長野県（木曾谷、中部山岳） | ● | － | － | － | － | － |
| 岐阜県（木曾川、揖斐川、宮・庄川、長良川、飛騨川） | － | － | ● | ● | ● | － |
| 三重県（尾鷲熊野） | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 滋賀県（湖北、湖南） | － | ● | ● | － | ● | ● |
| 京都府（淀川上流、由良川） | ●※ | － | － | － | － | － |
| 奈良県（吉野） | ● | － | ● | ● | － | － |
| 広島県（江の川上流、太田川、高梁川上流） | － | ● | － | － | ● | ● |
| 山口県（豊田） | － | － | － | － | ● | ● |
| 徳島県（吉野川） | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 宮崎県（広渡川） | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

注釈)

- ・上記のうち●がついているデータを公開対象とする。
- ・京都府の樹種ポリゴン（データ）はすでにG空間情報センターで公開済みであるが、最新のデータに差し替えを行う。
- ・データ容量については別紙2を参照すること。

航空レーザ測量データのデータ仕様及び属性情報

1 対象範囲

別紙1及び3の全てとする。

2 データ形式

DEM のデータ : GeoTIFF

グラウンドデータ : las 形式 (貸与資料がテキスト形式の場合を除く。)

樹種ポリゴンのデータ : ジオパッケージ

DCHM のデータ : GeoTIFF

3 データの単位

DEM : 2500 図郭

グラウンドデータ : 2500 図郭

樹種ポリゴン : 市町村別

DCHM : 2500 図郭

DEM : 2500 図郭

4 データの座標参照系

いずれも JGD2011 の平面直角座標系 (EPSG : 6669~6687) とする。

5 データの文字コード

UTF-8 とする。

6 マップタイトルの形式

DEM : PNG 標高タイル、TerrainRGB

CS 立体図 : webp

林相識別図 : webp

7 マップタイトルの単位

DEM : 2500 図郭

CS 立体図 : 森林計画区又は災害※

林相識別図 : 森林計画区

※ 別紙1のデータは災害単位とする。

8 マップタイトルの座標参照系

いずれも WGS84/Web メルカトル (Pseudo Mercator) (EPSG3857) とする。

9 マップタイトルのズームレベル

いずれも 8～18 とする。

10 マップタイトルの文字コード

UTF-8 とする。

11 属性情報

解析・管理標準仕様書及びオープンデータ標準仕様書に則する。

全国森林資源メッシュのデータ仕様及び属性情報

- 1 対象範囲
別紙 2 の全てとする。
- 2 データ形式及び単位
データ形式はジオパッケージ（ジオメトリ；ポリゴン）とし、単位は平面直角座標系の座標系ごととする。
- 3 データの座標参照系
JGD2011 の平面直角座標系（EPSG：6669～6687）とする。
- 4 データの文字コード
UTF-8 とする。
- 5 マップタイトルの形式及び単位
形式は、樹種別が分かる色調としたラスタの XYZ タイル（.webp）と属性項目が格納されたベクトルの XYZ タイル（.pbp）とする。また、.qlr ファイル及び Stylejson も作成する。単位は全国一円とする。
- 6 マップタイトルのズームレベル
ラスタの XYZ タイル（.webp）は 5～16、ベクトルの XYZ タイル（.pbp）は 13～16 とする。
- 7 マップタイトルの座標参照系
いずれも WGS84/Web メルカトル（Pseudo Mercator）（EPSG3857）とする。
- 8 マップタイトルの文字コード
UTF-8 とする。
- 9 属性情報（データ・マップタイトル共通）
航空レーザ測量データを由来とする資源情報は、①樹冠高（DCHM）、②解析樹種、③立木密度、④平均標高、⑤計測年月日とする。格納方法は、解析・管理標準仕様書の森林資源量集計メッシュに則するものとし、傾斜は平均標高とする。

マップタイトルの公開対象

| NO. | 都道府県 | 名称 | 拡張子 | ファイル数 | データ容量 (GB) |
|-----|------|------------------|------|----------|------------|
| 1 | 宮城県 | CS 立体図 | webp | 631, 696 | 5. 61 |
| 2 | 宮城県 | DEM-標高タイル | png | 631, 195 | 30. 30 |
| 3 | 宮城県 | DEM-TerrainRGB | png | 631, 188 | 11. 10 |
| 4 | 宮城県 | 地形強調図 | webp | 692, 194 | 6. 81 |
| 5 | 埼玉県 | CS 立体図 | webp | 207, 454 | 1. 74 |
| 6 | 東京都 | CS 立体図 | webp | 107, 104 | 0. 73 |
| 7 | 東京都 | 陰陽図 | webp | 102, 685 | 1. 16 |
| 8 | 神奈川県 | CS 立体図 | webp | 187, 454 | 1. 89 |
| 9 | 神奈川県 | DEM-標高タイル | png | 187, 387 | 9. 78 |
| 10 | 神奈川県 | DEM-TerrainRGB | png | 187, 390 | 5. 11 |
| 11 | 神奈川県 | DSM-TerrainRGB | png | 187, 213 | 10. 70 |
| 12 | 神奈川県 | 林相識別図 | webp | 55, 039 | 1. 76 |
| 13 | 神奈川県 | 赤色立体地図 | webp | 188, 948 | 1. 70 |
| 14 | 神奈川県 | 樹種ポリゴン | pbf | 11, 292 | 0. 36 |
| 15 | 新潟県 | DCHM-標高タイル | png | 116, 924 | 8. 63 |
| 16 | 新潟県 | DCHM-TerrainRGB | png | 410, 179 | 6. 89 |
| 17 | 新潟県 | 崩壊地判読結果 | pbf | 2, 911 | 0. 01 |
| 18 | 新潟県 | 陰陽図 | webp | 116, 348 | 1. 15 |
| 19 | 新潟県 | 林相識別図 | webp | 125, 747 | 2. 93 |
| 20 | 新潟県 | 簡易オルソ | webp | 117, 786 | 1. 40 |
| 21 | 新潟県 | 樹種ポリゴン | pbf | 5, 748 | 0. 45 |
| 22 | 富山県 | DCHM-TerrainRGB | png | 234, 556 | 11. 80 |
| 23 | 富山県 | DEM-標高タイル | png | 232, 756 | 13. 80 |
| 24 | 富山県 | DEM-TerrainRGB | png | 232, 763 | 7. 35 |
| 25 | 富山県 | CS 立体図 | | 230, 820 | 2. 18 |
| 26 | 富山県 | 林相識別図 | webp | 204, 922 | 5. 47 |
| 27 | 石川県 | 3D-GIV | webp | 86, 815 | 1. 08 |
| 28 | 石川県 | 地形起伏図 | webp | 90, 744 | 0. 72 |
| 29 | 石川県 | DCHM-標高タイル | png | 250, 414 | 18. 30 |
| 30 | 石川県 | DCHM-TerrainRGB | png | 250, 402 | 13. 10 |
| 31 | 石川県 | ELSAMAP | webp | 90, 744 | 0. 79 |
| 32 | 石川県 | 崩壊地判読結果 | pbf | 67, 784 | 0. 15 |
| 33 | 石川県 | 地形変化量-標高タイル | png | 225, 566 | 11. 70 |
| 34 | 石川県 | 地形変化量-TerrainRGB | png | 225, 555 | 5. 84 |
| 35 | 石川県 | 陰陽図 | webp | 282, 833 | 2. 10 |

| | | | | | |
|----|-----|----------------|------|-------------------|---------------|
| 36 | 石川県 | 林相識別図 | webp | 252,852 | 5.45 |
| 37 | 石川県 | 簡易オルソ | webp | 269,211 | 3.55 |
| 38 | 石川県 | 赤色立体地図 | webp | 257,067 | 2.00 |
| 39 | 石川県 | S-DEM | webp | 83,791 | 0.97 |
| 40 | 石川県 | 樹種ポリゴン | pbf | 15,037 | 0.98 |
| 41 | 山梨県 | CS 立体図 | webp | 389,378 | 3.37 |
| 42 | 山梨県 | DEM-標高タイル | png | 389,370 | 23.80 |
| 43 | 山梨県 | DEM-TerrainRGB | png | 389,374 | 12.60 |
| 44 | 山梨県 | 陰陽図 | webp | 389,375 | 4.04 |
| 45 | 長野県 | CS 立体図 | webp | 975,099 | 8.39 |
| 46 | 岐阜県 | CS 立体図 | webp | 928,517 | 6.11 |
| 47 | 静岡県 | CS 立体図 | webp | 629,861 | 6.11 |
| 48 | 滋賀県 | CS 立体図 | webp | 347,630 | 2.30 |
| 49 | 滋賀県 | DEM-標高タイル | png | 262,619 | 14.70 |
| 50 | 滋賀県 | DEM-TerrainRGB | png | 262,614 | 7.72 |
| 51 | 滋賀県 | 林相識別図 | webp | 235,393 | 7.33 |
| 52 | 滋賀県 | 樹種ポリゴン | pbf | 13,624 | 1.51 |
| 53 | 京都府 | CS 立体図 | webp | 402,327 | 3.67 |
| 54 | 京都府 | DEM-標高タイル | png | 402,312 | 23.90 |
| 55 | 京都府 | DEM-TerrainRGB | png | 402,307 | 12.60 |
| 56 | 京都府 | 樹種ポリゴン | pbf | 24,549 | 1.86 |
| 57 | 大阪府 | CS 立体図 | webp | 95,828 | 0.82 |
| 58 | 大阪府 | 樹種ポリゴン | pbf | 5,462 | 0.17 |
| 59 | 鳥取県 | 林相識別図 | webp | 295,549 | 7.46 |
| 60 | 岡山県 | DEM-標高タイル | png | 611,009 | 34.20 |
| 61 | 岡山県 | DEM-TerrainRGB | png | 611,020 | 18.20 |
| 62 | 広島県 | 樹種ポリゴン | pbf | 32,766 | 0.99 |
| 63 | 愛媛県 | DEM-標高タイル | png | 438,539 | 26.00 |
| 64 | 愛媛県 | DEM-TerrainRGB | png | 438,507 | 9.48 |
| 65 | 愛媛県 | 樹種ポリゴン | pbf | 423,493 | 2.57 |
| 66 | 長崎県 | DEM-標高タイル | png | 351,041 | 17.90 |
| 67 | 長崎県 | DEM-TerrainRGB | png | 351,030 | 9.95 |
| 68 | 長崎県 | 林相識別図 | webp | 270,020 | 6.19 |
| 69 | 長崎県 | 赤色立体地図 | webp | 346,174 | 3.41 |
| 70 | 長崎県 | 樹種ポリゴン | pbf | 23,538 | 1.03 |
| 合計 | | | | 19,226,839 | 495.92 |